

現住者用宛名用紙 (表)

(表)

0000002 01/02 A1AA0000001#

この用紙は宛名紙です。

様

「投票所入場整理券」ではありません。

※裏面にも、投票についての大切なお知らせ
がありますので、お読みください。

100000 A1AA0000001#

東京都議会議員選挙

投票日6月22日

投票時間 午前7時～午後8時

(裏)

東京都議会議員選挙（投票日）令和7年6月22日（日）

《投票時間》午前7時～午後8時

お知らせ

- このお知らせは、世帯ごとにご送付しています。
- 投票日には、市役所の「投票事務センター」をお持ちください。
- 「投票所入場整理券」が届いていても、投票される日に選挙権がない方は投票できません。
- 6月22日（日）は「投票所入場整理券」の表面の投票所以外では投票できません。
- 「投票所入場整理券」を紛失した場合でも投票できますので、投票所係員にお申し出ください。

投票される日までに転出される方へ

- 都内に転出 ⇒ 「引き続き都内に住所を有することの確認」が必要です。
※詳細は「投票所入場整理券」の裏面をご確認ください。
- 都外へ転出 ⇒ 投票できません。

お身体の不自由な方へ

各投票所には、車いす、点字器、投票用紙記入補助具、虫めけ、老眼鏡、文機、コミュニケーションボード等を用意していますので、投票所係員にお申し出ください。

また、いすの投票所も車いすでお越しいただくことができます。

代理投票

疾病などによりご自分で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が記入します（ご家族の方などが代筆することはできません）。

なお、投票の秘密に厳格に守ります。

投票配慮カード

投票所でお手出しが必要な方のために「投票配慮カード」を冊子としてご用意しています。お申し込みのうえお渡しします。投票配慮カードにご記入の上、「投票所入場整理券」と一緒に投票所係員にご提示ください。

※「投票配慮カード」は投票所へお持ちいただき世田谷区選挙管理委員会のホームページ（<https://www.city.setagaya.lg.jp/02070/19686.html>）への転載も行っています。

選挙公報

選挙公報を各戸の郵便受けなどに配布します。また、区役所（区役所、総合支所、出張所、まちづくりセンター、区民センター、図書室）にもお預けします。日程等の詳細については世田谷区選挙管理委員会のホームページ（<https://www.city.setagaya.lg.jp/02070/24381.html>）をご覧ください。

※届かない、東京都選挙管理委員会のホームページ（<https://77ages.metro.tokyo.lg.jp/>）にも転載します。

お願い

投票所へのお越しの会場はご遠慮ください。

また、ベクトを連れての来場もご遠慮ください。

※補助犬は入場することができません。

世田谷区選挙管理委員会

〒154-8786（世田谷区南有明） 世田谷区役所4丁目2番27号
 電話 03（642）2717（FAX 03（642）3045）
（選挙に関する情報は、世田谷区ホームページからもご覧いただけます）
 世田谷区ホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

現住者用投票所入場整理券 (表)

※（表）（裏）とも赤を基調として作成。

00000001 02/02 1A1A00000001

投票所入場整理券

東京都議会議員選挙
令和7年6月22日(日) 午前7時～午後8時

1 投票所
所在地 池尻区民集会所 (池尻まちづくりセンター) 第1会議室
池尻3-27-21

投票区	投票当日のあなたの投票所(他の場所では投票できません)
0 0 1	池尻区民集会所 (池尻まちづくりセンター) 第1会議室 池尻 3 - 2 7 - 2 1

簿冊	頁	行	名簿対照

A00000000000A

※裏面をお読みください。

投票にお手伝いが必要な方や、受付の際にお名前を呼ばれない方は、同封の「投票配慮カード」の該当する項目に✓をご記入の上、本紙「投票所入場整理券」と一緒に投票所係員へご提示ください。

(裏)

世田谷区内で期日前投票をする方法 ①に記入

投票当日までに表面の投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票をする必要があります。投票の期限は、右の①枠内にご本人が記入していただく。区外の住所にお住まいの方は、必ずお申し込み。受付場所・期間等は封筒の「期日前投票のご案内（黄色いチラシ）」をご覧ください。

① 世田谷区外で投票をする方法（不在者投票）

■郵送による投票 ②（※2方記入）
 ①の住所に、必ず「不在者記入」欄で世田谷区選挙管理委員会へ投票用紙等を送ってください（FAXでは請求できません）。

■オンライン（マイナンバーポータル）による請求
 区のホームページで詳細をご確認のうえ、電子申請してください。

※いずれも手続きに日数を要しますので、請求はお早めにお申し込みください。（印30 HP）

投票期限のまでに郵送に出される方、住所を記入

引続き投票所に住所を記入するところにご記入ください。

投票所で「住民票の写し」や「運転免許証」「マイナンバーカード」等（世田谷区と併立両方の住所が記載されているもの）をご提示いただくことで確認と輸出時間が短縮されます。
 ※（住民票の写し）は、新住民の区市町村の窓口で「選挙用」と申し出れば無料となります。
 ※区外無住所の方、市町村へ転出した場合は、投票できません。

世田谷区選挙管理委員会
 〒154-8788（選挙事務専用） 世田谷区世田谷4丁目1番27号
 電話 03（5432）2751 FAX 03（5432）3045

転出者用宛名用紙 (表)

(表)

0000002 01/02 A1AA0000001#

この用紙は宛名紙です。

様

「投票所入場整理券」ではありません。

※裏面にも、投票についての大切なお知らせがありますので、お読みください。

東京都議会議員選挙

投票日6月22日

投票時間 午前7時～午後8時

100000 A1AA0000001#



(裏)

東京都議会議員選挙

投票日 令和7年6月22日(日) 投票時間 午前7時～午後8時

お知らせ

- このお知らせは、世田谷区から都内の区市町村へ転出された方に送付しています。
- このお知らせに住所の方は世田谷区で投票することになります。
- 都外の区市町村に住所を異動される場合は、選挙権がなくなるため、投票できません。
- このお知らせを拝見しても、新住所地(現在お住まいの区市町村)で選挙人名簿に登録されている投票となる(選挙人名簿の登録の有無は、新住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。)
- 選挙人名簿の登録には、選挙となる日に「有効な住所を付成した日(転入届提出日)から3か月以上住民登録があることが必要です。
- 「投票所入場整理券」がなくても、投票される日に選挙権がない方は、投票できません。

代理投票

疾病などにより自分で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所管理委員会が「ご家族など」が代理することとはなりません。
※ 投票の秘密が守られます。

投票配カード

投票所でお手伝いが必要な方のために「投票配カード」を同封しています。口頭で申し出ることが難しい方や苦手が、投票配カードにご記入の上、「投票所入場整理券」と一緒に投票所員に提示ください。
※ 「投票配カード」は投票所の開き直りや世田谷区選挙管理委員会のホームページ(<https://www.city.setagaya.lg.jp/020701/16868.html>)への掲載もしています。

選挙公報

東京都選挙管理委員会のホームページ(<https://7togisun.metro.tokyo.lg.jp>)をご覧ください。

お願い

投票所へのお車での来場はご遠慮ください。
また、ベクトを連れての来場もご遠慮ください。
※補助犬は入場することができます。

世田谷区選挙管理委員会

1514-5780(選挙情報専用) 世田谷区世田谷4丁目2番27号
電話 03(5432)2751 FAX 03(5432)3045
(選挙に関する情報は、世田谷区ホームページをご覧ください。)

世田谷区ホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

転出者用投票所入場整理券 (表)

(表)

※（表）（裏）とも赤を基調として作成。

投票所入場整理券（転出者用）

東京都議会議員選挙
令和7年6月22日（日）午前7時～午後8時

1 投票所所在地 池尻区民集会所（池尻まちづくりセンター）第1会議室
池尻3-27-21

投票区 投票日当日のあなたの投票所（他の場所では投票できません）

001

 池尻区民集会所（池尻まちづくりセンター）第1会議室
池尻3-27-21

簿冊	頁	行

郵便転出者	名簿対照
確	

※投票所が変更になりましたが、施設の使用に変更はありません。

00000000000001
00000000000001

※裏面をお読みください。

(裏)

世田谷区内で期日前投票をする方法 ①に記入

投票日当日に表面の投票所へ行かない見込みの方は、期日前投票をすることです。投票の期限は、右の①特枠に本人が記入した上で、区内の投票所へ持参してください。

※受付時間・期前票は絶対の「期日前投票のご案内（黄色いチラシ）」をご覧ください。

世田谷区内で投票する方法（方法①で投票者）

②投票する請求 ①、②方記入
右の①特枠に本人が記入し、郵送で世田谷区選挙管理委員会へ投票用紙等を請求してください（FAXは請求できません）。

③オンライン「マイナポータル」のひかりメール による請求
区のホームページで詳細をご確認のうえ、電子申請してください。

いずれも手続後に日数を要しますので、請求はお早めにお願します。

 (区HP)

<投票日当日に投票される方は下の枠内に記入する必要はありません>

期日前（不在者）投票 宣誓書（兼請求書）

私は、令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙の当日、次の事由により投票所に行くことができない見込みですので、本書を宣誓書として提出し、併せて投票用紙等の交付を請求します。

(事由：仕事・学業・用事・旅行・疾病・身体の障害・出産・転出・悪天候など)

		6月____日	
氏 名	生 年 月 日	明・大・昭・平・西暦	
		年 月 日	
住 所 (名寄居地等)	世田谷区	丁目	番 号
	(アパート等の名称・部屋番号)		

投票用紙等の希望送付先(方)書きやアパート名・部屋番号等も正確にご記入ください。)

〒	都 道 府 県	区 市 町村
自宅	携帯	()

※必ず電話番号も記入してください。

世田谷区内で投票する方②に記入

①住所と氏名を記入し、投票用紙を「マイナポータル」カード等（世田谷区と転出先両方の住所が記載されているもの）をご提示いただくことと確認に伴う時間が短縮できます。

※「住民票の写し」は、転出した区市町村の窓口で「選挙用」と申し出れば無料となります。

※東京都外の市町村に転出した場合は、投票できません。

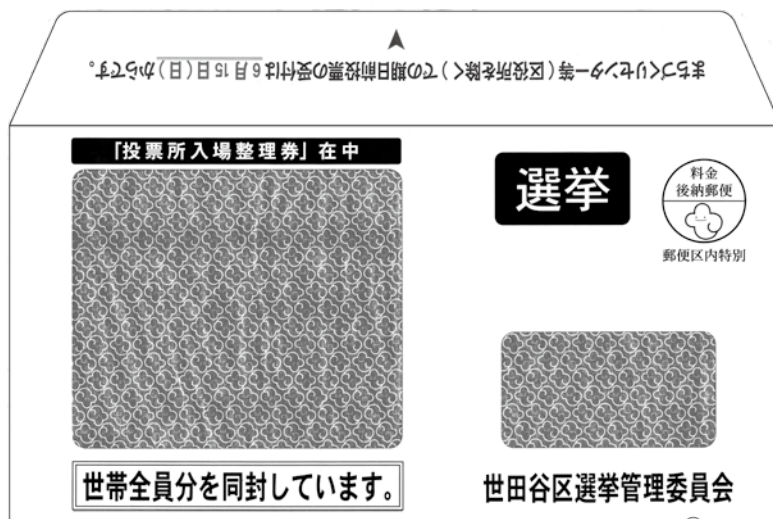
世田谷区選挙管理委員会

〒154-8788(選挙期間中) 世田谷区世田谷4丁目2番27号
 電話 03(5432)2751 FAX 03(5432)3045

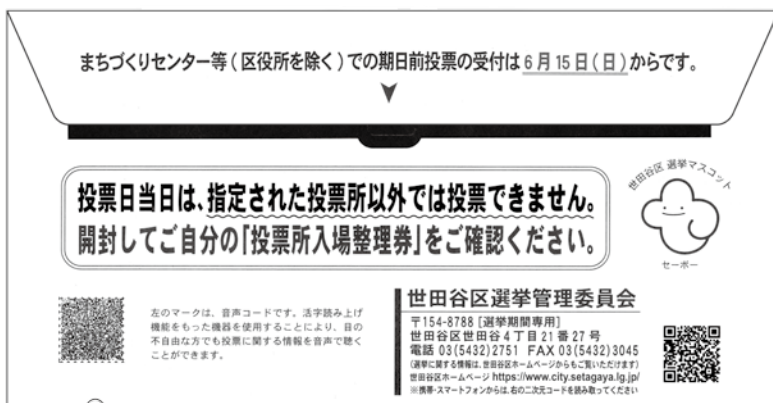
現住者用封筒

※（表）（裏）とも緑を基調として作成。

（表）



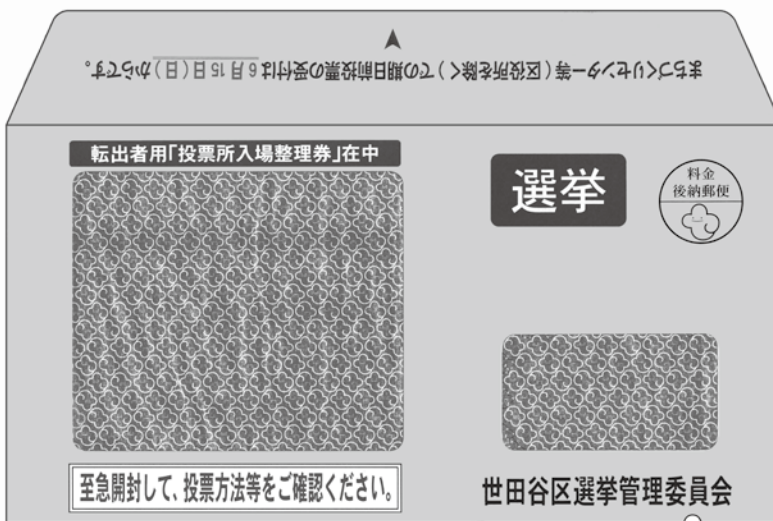
（裏）



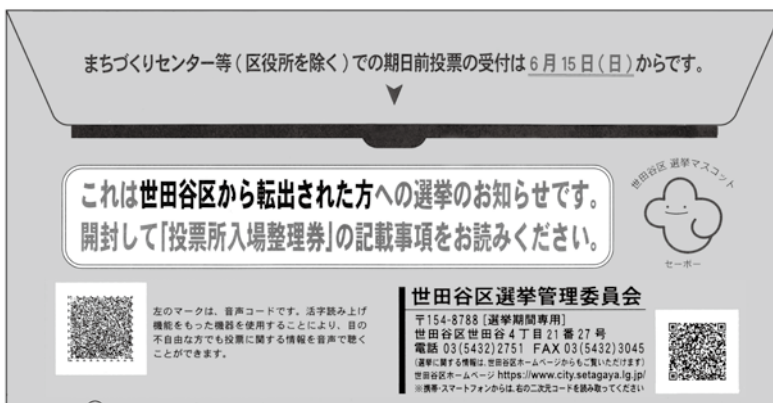
転出者用封筒

※（表）（裏）とも緑を基調として作成。

（表）



（裏）



整理券再交付・予備用

※（表）（裏）とも赤を基調として作成。

（表）

投票所入場整理券

東京都議会議員選挙

令和7年6月22日(日) 午前7時～午後8時

投票区

投票区

001

池尻区民集会所(池尻まちづくりセンター)第1会議室

池尻3-27-21

簿冊

頁

行

名簿対照

1 投票所 池尻区民集会所(池尻まちづくりセンター)第1会議室

所在地 池尻3-27-21

選挙

投票区

簿冊

頁

行

6

0

0

1

※裏面をお読みください。

（裏）

世田谷区内で期日前投票をする方法 ①に記入

投票日当日に表面の投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票をすることができます。投票の際は、右の①枠内にご本人が記入した上で、区内の期日前投票所へお持ちください。
※受付場所・期間等は同封の「期日前投票のご案内（黄色いチラシ）」をご覧ください。

世田谷区外で投票をする方法(不在者投票)

①郵送による請求 ①、②両方記入
右の①、②枠内にご本人が記入し、郵送で世田谷区選挙管理委員会へ投票用紙等を請求してください（FAXでは請求できません）。
②オンライン(マイナポータル)のびたりサービスによる請求
区のホームページで詳細をご確認のうえ、電子申請してください。
※いずれも手続きに日数を要しますので、請求はお早めにお願ひします。

投票される日までに都内に転出される方、された方
①内転出先都内に住所を有することの確認が必要となります。
投票所で「住民票の写し」や運転免許証、マイナンバーカード等（世田谷区と転出先地方の住所が記載されているもの）をご提示いただくと確認に伴う時間が短縮できます。
※「住民票の写し」は、転出先の区市町村の窓口で「選挙用」と申し出れば無料となります。
※東京都外の市町村に転出した場合は、投票できません。

世田谷区選挙管理委員会

〒154-8789(選挙期間専用) 世田谷区世田谷4丁目21番27号
電話 03(5432)2751 FAX 03(5432)3045

<投票日当日に投票される方は下の枠内に記入する必要はありません>

期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)

私は、令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙の当日、次の事由により投票所に行くことができない見込みですので、本書を宣誓書として提出し、併せて投票用紙等の交付を請求します。
(事由:仕事・学業・用事・旅行・疾病・身体の障害・出産・転出・悪天候など)

6月____日

氏名

生年月日

明・大・昭・平・西暦

住所(名簿登録地)

世田谷区

丁目

番

号

(アパート等の名称・部屋番号)

投票用紙等の希望送付先(方書きやアパート名・部屋番号等も正確にご記入ください。)

〒

区

市

町

村

目宅

()

携帯

()

※必ず電話番号も記入してください。

事務処理欄

受付場所

名簿対照

都内転出者

確